

岬町選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項並びにこれを準用する同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による令和7年3月1日現在の岬町における選挙人名簿に登録されている者の50分の1及び3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年3月3日

岬町選挙管理委員会

委員長 大野 斉

50分の1の数	252人
3分の1の数	4,200人